市民の人権を守る地方自治体の 韓国・ソウル市の取り組み 分働政策

ょ シカこ

*。 「敬愛なるソウル市民の皆様。ソウル市職員の皆

できです。

できです。

なが享受できるものでなければなりません。働きなが享受できるものでなければなりません。働きなが享受できるものでなければなりません。働きたい人は皆働ける雇用創出につながり、成長したかだけ質の良い雇用が増える雇用特別市を目指すべきです。

生活を保障する生活賃金制度を民間分野にも広げ、存するための最低賃金にとどまらず、人間らしい時される環境が構築されます。経済と社会の根幹障される環境が構築されます。経済と社会の根幹にさせる人への投資も一層強化します。生の大年は「労働尊重特別市、ソウル」が定工の一六年は「労働尊重特別市、ソウル」が定工の一六年は「労働尊重特別市、ソウル」が定工

目指してまいります。」

取り戻し、雇用の質は大きく改善されるソウルをを一○○%完了させることにより、労働の常識を二○一七年までに非正規雇用の正規雇用への転換

<朴元淳ソウル市長 二〇一六年年頭挨拶から抜粋>

表現される一連の労働政策である。

ま現される一連の労働政策である。

ま現した朴元淳市長は、矢継ぎ早に、市民重視の政策を実現している。革新的政策の中心になっているのが、ワンパッケージとして計画され展開されるのが、ワンパッケージとして計画され展開される一連の労働政策である。

青年団体等と協議を進め、また朴市長自ら「雇用れ、地方自治体が労働政策専門部署として労働政策専門部署として労働政策を設置した。そして独自の労働行政を進めるために、労働組合、使用者、学者のほか、女性団体とか。このようななかでソウル市は、地方自治体とかった。このようななかでソウル市は、地方自治体とかった。このようななかでソウル市は、地方自治体とされ、地方自治体が労働政策を展開することはなかった。

上林陽治

歩いた。 大長征」と称してソウル市内の様々な現場を訪っ

るソウルを目指すことを市民に約束したのである。「労働尊重特別市、ソウル」という考え方は、第一の一一年の市長選立候補時の選挙公約=「希望がくり」としてすでに示されていた。そして冒頭がくり」としてすでに示されていた。そして冒頭がくり」としてすでに示されていた。そして冒頭がくり」としてすでに示されていた。そして冒頭がより、一様のでは、一様のである。

してきたと筆者は整理している。ウル市は地方自治体として次の三つの役割を果たこれまで進められてきた労働政策において、ソ

きた。接雇用の非正規労働者の正規化事業に取りくんで接雇用の非正規労働者の正規化事業に取りくんで

で、生活賃金条例の制定と、業務請負契約等の入第二に、地域最大の経済主体としてのソウル市

い公契約規整である。札改革等を通じた、生活賃金水準に基づく質の高

施策を次々と実現している。で、労働者としてのソウル市民の権益を保護するで、労働者としてのソウル市民の権益を保護する

2. 正規化事業 事業主としてのソウル市

〇六年実態調査)を実施した。

同調査では、

公共

(1) 韓国 公共部門・非正規労働者の正規化事

・ 廬武鉉政権における「公共部門非正規職対

対策」である。 まず、廬武鉉政権における「公共部門非正規職

ていた)。

態調査)を実施し 正規職対策」 の結果を踏まえ、二〇〇四年五月に「公共部門非 五人 (全体の一八・八%) で、このうち 非正規労働者の実態に関する調査 事 二〇〇三年四~一〇月にかけ、 ,務補助」 四三: 「環境美化員」 として、 %に及ぶことを明らかにする。こ 非正規労働者が二三万四三一 上記の職種の 「期間制教師」 公共部門で働く (二〇〇三年実 雇用安定と処 「調理補助 「時間講

> 合対 遇改善として、 公共部門非正規労働者の実態に関する調査 談員等の契約職を無期転換することを打ち出す。 無期転換することを打ち出すとともに、二回目の さらに、 策」 を策定し、 二〇〇六年八月 環境美化員、 常時・ 持続的な業務従事者を 「公共部門非正規職総 道路補修員、 職業相 =

約転換、 職だけでなく、業務請負先の非正規労働者も公共 定される例外事由 換するとした(ただし、 月三一日現在で勤務期間が二年以上の者を無期転 れ おける非正規労働者は、 部門の非正規職と捉え対象とした。 部門の非正規労働者の範疇を、 ^以下、 この結果を踏まえ、二〇〇七年六月に「無期契 常時・持続的な業務従事者で、二〇〇七年五 間接雇用<派遣・請負・用役>六万四八二二 期間制及び短時間労働者保護等に関する法律 合計三一万一六六六人というものであった。 外注化改善及び差別是正計画」が策定さ 「期間制法」という>四条一項但書に規 ||入口規制該当は適用除外とし 研究者、 直接雇用二四万六八四四 直接雇用の非正規 大学教員のよう 同調査結果に

外条項に該当しない限り は、 職労働者の保護のための条文が規定された。 の書面明 契約とみなすというもので、 二〇〇七年七月に、 亩 法は、 有期雇用の総期間が 示義務、 韓国 の国 優先雇用の努力義務等、 ・地方自治体の直接雇用 期間制 一年を超える場合は、 期間の定めのない労働 その他にも労働条件 法 が施行する。 非 同法 の非 正規 例

みを適用除外にしているからであった。外)は、特別の法律で任用される任期付公務員の非適用で、かつ、期間制法四条一項但書(適用除公共部門直接雇用の非正規労働者には公務員法が正規労働者に適用されている。なぜなら、これら

対策」 ② 李明博政権の「公共部門非正規職雇用改善

き継がれる。 公共部門の非正規職対策は、李明博政権でも引

出され、三回目の実態調査が行われる。
正規職の間で理不尽な差別があってはいけないし、公共部門が率先しなくてはいけない」と指摘した。公共部門が率先しなくてはいけない」と指摘した。公共部門が率先しなくてはいけない」と指摘した。

力として作用したのである。 部門でも間接雇用 働者数は、 用非正規労働者数は横ばい であった。二〇〇六年調査と比較すると、 派遣・請負・用役>九万九六四三人)というもの 六三六人 (直接雇用二四万九三三人+間接 この二〇一一年実態調査では、 むしろ増えている。 (業務委託等) で、 期間制法は、 間接雇用非正 ヘシフトする圧 非正規職三四 直 雇用 規労 接雇 \wedge

を策定し、常時・持続的業務(過去二年以上、将転換基準等公共部門非正規職雇用改善推進指針」一月一六日、「常時・持続的業務従事者の無期契約「調査結果を受け、李明博政権は、二〇一二年

これには、 門非正規職の正規職転換計画」 非正規労働者の約三割に該当する六万三七三五人 務する者(これ以下は間歇雇用者) 来二年 二三人 (一一二%) という結果となったのだが、 正規二五万一五八九人のうち、 であるとした。(ただし、 の者を正規化対象者とし、 て実績が計画を上回り、三年間の実績で七万四〇 (二六・一%) を対象とした。この計画は、はじめ 二万二〇六九人に過ぎなかった。) 二〇一三年に、 朴槿恵政権でも、 3 換計画 以上) 朴槿恵政権の公共部門非正規職の正規職転 皮肉にも、 従事者/一年のうち一一 <u>--</u> 公共部門非正規職対策は継続 朴槿恵政権の政敵でもあっ 実際に正規化したのは その人数は、 六万五七一一人 が立てら /五五歳未満 Ŧi. か月以上 直 接雇 公共部

用

<表1> 部門別公共部門正規・非正規比較 (2006-2013)

たのである。 た朴元淳施政

のソウル市の無期

転換事業が寄与し

(2)

ソウル

市

非正規労働者の正

規化事

業

	2006年				2013年			
区分	合 計	直接雇用		派遣·請負	合 計	直接雇用		派遣·請負
		正規	非正規	/小追 胡貝		正規	非正規	////追 · 胡貝
合 計	1, 553, 704	1, 242, 038	311, 666 (20. 1%)	64, 822 (4. 2%)	1, 760, 647	1, 408, 866	239, 841 (13. 6%)	111, 940 (6. 4%)
中央政府	273, 715	243, 408	30, 307 (11. 0%)	7, 494 (2. 7%)	285, 171	259, 402	19, 038 (6. 7%)	6, 731 (2. 4%)
自治体	383, 801	311, 564	72, 237 (18. 8%)	4, 642 (1. 2%)	377, 652	313, 037	53, 340 (14. 1%)	11, 275 (3. 0%)
公共機関	368, 384	271, 655	54, 614 (14. 3%)	42, 115 (14. 8%)	453, 508	324, 859	56, 446 (12. 5%)	72, 203 (15. 9%)
教育機関	527, 804	415, 411	101, 822 (19. 3%)	10, 571 (2. 0%)	644, 316	511, 568	111, 017 (17. 2%)	21, 731 (3. 4%)

出所)韓国雇用労働部調べ

2013年改善対策と3年間の転換実績

区分		転換実績(3年累計)				
上 刀	合計	'13年	'14年	'15年	合	計
合計	65, 896	30, 904	20,003	14, 989	74, 023	(112%)
中央行政機関	7, 174	2, 499	3, 388	1, 287	7, 501	(105%)
地方自治体	8, 035	2, 683	2, 584	2, 768	7, 522	(94%)
中央公共機関	13, 298	5, 485	5, 037	2, 776	15, 845	(119%)
地方公企業	2, 860	929	950	981	3, 128	(109%)
教育機関	34, 529	19, 308	8,044	7, 177	40, 027	(116%)
发心,眼长也里太只担头发心。 "八儿'也见是'大风'的'大',一个人人,是是'大'一个						

資料:関係部署合同報道資料、 "公共部門非正規職1万 5千人余り'17年まで正規職(無期 契約職) 追加転換、" 2016. 2. 18.

出典) 社会公共研究院(公務運輸労組の研究機関)発行『公共部門非正規職政策評価研究』 2017年3月、表1-2

極化の解消による社会統合を図るために非正規労 望約束」 「選した朴元淳市長は、 で、 「持続可能な発展と社会・経済 その選挙公約である 。 の 二

権利保護の改善はめざましいものではなかった。

これに対し、二〇一一年一

○月にソウル市長に

も進めてきたものの、 労働者保護法を施行し、

非

二○○七年に期間制法をはじめとする非正規

公共部門の非正規化対策 正規労働者の処遇改善

国

中央政府

は

労働市場

の非正規化対策とし

後 働者問題に先導的に対応する」ことを掲げ、 次々と「希望約束」を実現してきた。 就任

直接雇用非正規労働者の正規化事業

月一日に第二次措置として二三六人、合計一三六 施した。 九人の直接雇 非正規職雇用改善対策」を公表し、五月一日に第 次措置として一一三三人、続いて二〇一三年一 二〇一二年三月、 用非正規労働者の無期転換措置を実 ソウル市は、「公共部門第一次

は、 第一に、その適用範囲にある。 い適用範囲 ソウル市の無期転 換措置の 特徴

消

③五五歳未満の者を無期契約転換対象者とすると 事する者で、 いうものであった。 基準は、 先述の通り、李明博・朴槿恵政権での無期 今後二年以上維持継続する見込みの業務に従 ①年間継続する業務で、 ② 年 間 か月勤務する者のうち、 過去二年以上続 転換

ぶに相応しいものであった。

契約転換者と見なすというものであった。 以上勤務する者のうち、 込みの業務に従事する者で、 間継続する業務で、 これに対しソウル市の無期転換対象者は、 今後 ③六○歳未満の者を無期 一年以上維持継続する見 ②一年のうち九か月 ①年

準ではこれを満たさない者も、 を行えない非正規労働者のように、 市は広く、このためたとえば冬期間の二か月につ (期転換対象者の範囲は、 市 を流れる漢江や公園緑地の清掃作業 中央政府よりソウル ソウル市では無期 中央政府の基

げ、

年五月時点の直接雇用の非正規労働者四九九〇人 期転換を実現している。 約期間ではなく在職期間とすることで、 齢 たのである。 次非正規職雇用改善対策として無期契約転換とし のうち一三六九人 (二七・四%) 転 者の場合も然りである。 の 対象者とすることができた。 これらの結果、 さらに期間算定も、 の職員を、第一 Ŧi. 五歳以 即座に無 上高 契

処遇改善を伴うもので、まさしく正規化事業と呼 まである事例が数多く散見され、これらのケース 換後の労働条件が、 は、正規でも非正規でもない「中規職」と呼ばれた。 処 これに対しソウル市における無期転換事業は、 (遇改善を伴う正規化 韓国社会では、 非正規時の低い労働条件のま 非正規労働者の無期契約 (非正規職への差別を解 転

年数による号俸制をとっている。 消は、 本と同様に、 正規公務員と直接雇用非正規労働者との格差解 まず給料表の適用問題として現われた。 韓国の公務員給与制度も経歴 ・勤続 Н

Ļ ウォンへと二割上昇した。 アップし、年収一 した。その結果、 全面的に適用し、 イント」 ソウル市では、 退職金、 時間外手当等も整備した。とりわけ は正規公務員と同 健康診断料、 五〇〇万ウォンから一八〇〇万 直接雇用転換者の年収は大幅に 勤続年数に応じ昇給するものと 無期転換した労働者に号俸制 このほか、 年次有給休暇の買い上 適用している。 福祉ポイン 福 祉 を

> 制に基づいた賃金と昇給制度等が適用となった。 さらに今後の新規採用者についても、 新たな号

題があった。 働く「公務員」とは異なるという心理的な壁 転換しながらも、 「公務職」という名前の付与 転換された者には、 直接雇 ソウル市 用 無期 0) 崩

部は、 ような要請を行った 働組合の幹部と面会した。 民間の公共サービス事業の労働者を組織化する労 二〇一一年一二月一九日、就任直後の朴市 朴市長に要求書を提出するとともに、 面会の折、 労働組 次の 合幹 は

規程の制定を行い、 証を発行した。 る「公務員」と対比させ、 接雇用した労働者について、 に名前を下さい、公務職という名前を下さい。」 二〇一二年五月一日、 「私どもは名前の無い労働者です。 「公務職証」と書かれた身分 ソウル市では、新たに直 「公務職」と名づける 公務員法が適用とな だから 達

という名前の付与へとつながっていった。 その次は ビスを提供する主体であることを表わす「公務 は「常用職」 労働者の呼称は、 清掃、 警備 「常用人夫」と言われ、 に変更され、 施設管理等の現業部門に従事する 最初は 「日雇人夫」と言われ そして市民に公共サー 一九九九年

件を付して実施されたことから、 摘したように、 転 |換対象から外された者の処遇も改善 今次の無期転換措置は、 ソウル市 定の要 に勤 先に指

ソウル市1次・2次直接雇用非正規職の正規職転換実態 <表3>

転換除外 非正規 転換対象 労働者数 一時・間歇 (転換者数) 法•指針除外 総計 1, 369 4,990 1,684 1,939 第1次無期転換措置(2012.5.1) 3, 101 1,088 1, 133 880 第2次無期転換措置(2013.1.1) 1,889 802 851 236

出典) ソウル市雇用労働政策課発表資料から筆者作成

あ 高 0

社

く

ソウル市間接雇用非正規職の正規職転換過程 <表4>

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
清掃業務	4,255人(直接・期間雇用)		正規職転換		
施設・警備業務		1,249人(直接・期間雇用)		正規職転換	
その他業務			423人(直接	・期間雇用)	正規職転換

出典)金鐘珍(キム・ジョンジン)『共に歩む労働』ソウル研究院、2016年、28頁図表。脇 田滋龍谷大学名誉教授仮訳による。

> 関連 て、

か 障することとした。 は二〇一三年六月 5 順次、 での 直 1接雇用 子会社に移籍し、 そして、 日 (として六五歳までの定年を保 後者は 同年 $\vec{\circ}$ __ 一三年六月 一四月一 五年 日 应 月 Ļ

(単位:人)

ず ,付与することとした。 、遇改善を進めた。 蕳 福祉ポ 公務員·公務 イントを、 職 さらに、 非 正 規労 働 者

2 間 接 用労働 圏者の直 接 雇 用 化 無期 転

換措

用

割を占め、 $\overline{\dot{}}$ 蕳 正 事業で働く間 規職 出資団体であるソウル地下鉄、 !で段階的に無期転換すると発表した。 雇用改善対策として、 大部分が清掃労働者であ 年 接雇用労働者を対象とし、 月 ソウル 市 ソウ は 公共部門第 /ル市の 都市鉄道 ソウル 今後五 業務 三次 が 委

階

に転換しているのである

市

る二〇 であった。 鉄道グリーン環境という子会社を設立 期 の子会社 間 たことから、 画では、 E接雇用 委託事業者での 間制法による無期 五年 第一 間 应 0 0 直 接 月 清掃労働者四一 段階 ソウル市はソ をまって無期 接 雇 雇 用 定年 元の清掃 用 (二〇一三~一四年) 雇 0 有期 牟 角 -齢も五 労働者の 転 一五五人をソウル市 ノウル 換措置 転換するとい 雇 用 七~ 労働者に転換 メトロ 平均 が有効とな 五八歳 年齢 環 (前 とし ・うも 境 者 は

ことから、 ソウル 市 では、 れ ら非 正 規労働 0

はない してい

た非正

規

2.労働

員

が

無

期

転

換

したわ

け

で

の三六二一人は転換除外となっ

た。 規

これ 働

5 0) 転 換除

表3に示したように

全

菲

正

労

者

割

強

職員を放置したままでは、

新たな格差を生じる

年一一〇万ウォンを付与することと 人当たり一三〇 正月などの に関)万ウォ 休暇 わ

び

してい 四 五. Ŧi. 0 有 崩 0) 直 接 雇 用 労 働 者 が 無

換を果たした。 に警備関 九 第二段階 転 !換措置が有効となる二○ 人を有期 係 の直 0 間 接 接 雇 四 雇 用と 用 5 労働 į 五. 者を 年 期 年 間 対 は、 四月に無 制 象とし、 施設関 法による 期 係 並

雇用 駐車場整理、 労働者四三 さらに第三段階 したがって、 二〇一七年 労働者五九二七人を直 ソウル ||三人をソウル 案内、 市 ソウル市では、 の業務委託事業で働 四 .月に無期 運 転などその Ŧi. 接 転 市 雇 換 0 5 有期 用 六 化 ている。 他 1) の直 分野 年 七年 7 とし 無期 1, 接 0 た間 应 間 雇 月 接 て 雇 用 段 用 接 化

奨励 策定し 条)、 遇を禁止する 行した。 無期契約職転換など雇用環境改善支援条例」 二〇一五年一 「内下請労働者に拡大し、 さらに上記の正規化事業の進捗を確保するため、 0 B 非 市 処遇改善を進 正規労働 回 長は非 同 条)、 条例では、 月 (五~七条) 正規 者と 公共各部 「ソウル 労働 無期転 め 雇用改 者 正 特別市非 菛 不当 というも 規化事業を派遣 0) 換 0 雇 した契約労働 善 る雇 長 用 0 改善 は 対象者は :正規職勤労者 のであっ 止 |総合計 めや差 長期):用 勤 者 直 を施 別 接 続 画 役 な 雇

用

規 弱労働 職 雇 トにしたの 用 改 ||者を優先適用 善 対 策 は で 特にこれら業務に従事す 清 ソウ 掃 施 ル 市 設 が、 警備 第 業務 次 非

Н

正

タ

期

転

換

ある。 先の四 労働 施設警備というように段階的無期転換措置を進め が清掃労働者、 的に正規化を進めるべき労働者とした。そして、 や救済が最も必要とされる脆弱労働者とし、 である韓国労働社会研究所では、 ることとしたのである る労働者の労働条件が劣悪だったためといわれる。 策 ソウル市から公共部門第二次非正規職雇用改善 『者という四つの基準が当てはまる者を、 ③高齢者、 の策定を依頼された民間の労働シンクタンク 一つの脆弱基準を満たし、 したがって、 ④労組が無く保護を受けられない そして警備と施設管理だったので 清掃からはじめ 最も劣悪だったの ①低賃金、 順次、 警備· 優先 保護

場

|環境の変化も現われている。

間管理職のうち四人が退職した時点では、

女性

0

ン程度上昇し、勤続年数も伸びた。また八人の中

清掃労働者がはじめて管理職に昇進するという職

おり、 うもので、 業であり、 せないとしていたのに対し、 用労働者をトータルで六二三一人と算定した。こ 韓国労働社会研究所では、 るものであった。 0 いわゆる派遣労働者数のみの数値であった。一 ○○人であると中央政府に報告していた。これは が差は、 カウントは、)直接雇用であり、 ゥ 「者の数値について、ソウル市は、 í 市 ソウル市の当初のカウントは、 |労働者は間接雇用 業務委託をどのように見るかにかかって の事業であるが従事労働者は民間委託先 韓国で一 従事労働 委託事業はソウル 請負労働者は間 般 『者は間接雇用者と見なすとい 的な非正規職概念を重視す 無期転換対象の間接雇 ソウル市の間接雇 韓国労働社会研究所 市 当初、 からの請負事 接雇用とみな 委託事業は 約一〇 用労 方、

> が付与され、六五歳定年制も導入された。 上げられるとともに、 ŧ, 設・警備業務の労働者の平均賃金が七・三%引 処遇改善措置 ソウル地下鉄の清掃分野でも、 二〇一四年にソウル市の直接雇用となった施 第二次非正規職雇 福祉ポイントや休暇手当 月給が三〇万ウォ 用改善対 策

した。 より、 利益部分) 要因は、 ウォン(人件費七六五億円+経費二五四億ウォン) 四一五億ウォン)から直接雇用の際の一〇一九億 ず、 の付加価値税の支払いが不要になったことも寄 体的に清掃部門の状況を見ると、 ○七二億ウォン(人件費六五七億ウォン+経費 五三億ウォン、五%ほど削減されている。 予算も削減 予算削減には ソウル市の予算はむしろ削減されている。 委託業者に追加的に付加していた一〇%分 業務委託に係る管理経費 が大幅に削減されたためであった。ま このような処遇改善にも 業務委託を直営に戻すことに 業務委託の際 (委託先企業の ?かわら 主な

> うものであった。 る非正規労働

二〇一七年三月段階で、

上下水道 Ò 四

の検針 人が財

員四三 団 で無

の事業について財団化を進め、

番を同

財

団において正規化するとい

当該事業に従事す

を対象とし、

コールセンターや水道メンテナンス

八人、

茶山コー

ル

センター

四

四

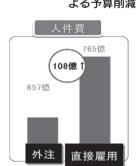
3 民間業務委託労働者の正規職転換

計

画

対策を公表した。 市 は |次正規化事業が完了を間近にして、 一四年三月、 第三次は、 第 一次非正規職雇用改善 民間業務委託労働者 ソウル

> <図1> ソウル市 清掃部門 直接雇用化に よる予算削減と処遇改善



415億 254億ウォン 161億↓ 外注 直接雇用

出典) ソウル市提供資料

期転換された。 正規職転換するという 市の投資・出捐機関 同年七月一七日には、 .四二人全員および期間制労働者一○八七人を を発表している 「労働尊重特別市第二段階 ソウル交通公社などソウ か所で働く無期契約職

四四

る非 この 「正規労働者の正規化事業であるが、 ように順調に進みつつあるソウル市 すでに、

となっている。 あった。 で、 職 く る。 地方交付税の削 府 限界点に突き当たっている。 自治体関係者は、 これらの規制は によって各自治体に課された総額人件費 も含まれる。一方、定員管理対象は正規職 有期雇用の期間制労働者については管理外に 新たに直接雇用した公務員法非適用の 定員には、 の伸び率上限は一 したがって、 [減対象) 公務員法適用の公務員だけでな 非正規労働者の正規化に消極的 中央政府の行政自治部が定め 規制に触れることを嫌った 三%以内。 と定員管理規制である。 限界点とは、 これをこえると 中 「公務 (基本 -央政

進めるとしたのも、 むけ中央政府との交渉を進めることとした。また、 改善対策では、 センターや水道メンテナンスに関して、 第三次非正規職雇用改善対策における茶山コール ることで猶予期間を設け、 のではなく、二年間を期間制労働者として採用す これら制度的限界のため、 直接雇用時にすぐに無期転換する 上記の総額 その間に、 第二次非正規職雇 人件費や定員管理 規制緩和に 財団化を 用

を作るソウル市 2. 地域最大の経済主体として、良質な雇用

規制を回避する目的もあった。

とは、 る「生活賃金条例」 二〇一五年一月、 国 ご出 一の既 日 捐 機 関 存最低賃金制度の問題点を補完し、 を制定・施 う直接 ソウル 間接雇用者を対象とす 市 は、 行した。 同 市ならびに市 「生活賃金

リ例

、ビングウェイジ運動が展開され、

九九四年に

『で業務請負企業等の労働者の労働条件を定める

適用対象労働者たちに人間として最小限の人間らしい生活を保障する水準として決定される賃金と労働者に対し、生活賃金委員会の審議を経て市長労働者に対し、生活賃金を支払わなければならなが定める金額以上の賃金を支払わなければならないとする。

二○一七年段階では、韓国全土の法定最賃が六四七○ウォンなのに対し、ソウル市が定めた生活賃金は八一九七ウォンである。また、ソウル市で賃金は八一九七ウォンである。また、ソウル市でこ○一九年までに一万ウォンを超えることを目標こ○一七年段階では、韓国全土の法定最賃が六二○一七年段階では、韓国全土の法定最賃が六二○一七年段階では、韓国全土の法定最近が

定運動の二つの源流のひとつである。でもようやく制定が進められてきた公契約条例制生活賃金(リビング・ウェイジ)運動は、日本

年 並みとするためのディビス・ベーコン法(一九三一 時の公共工事に従事する労働者の賃金を世間相場 規整令(一八九九年)で、 防止するために、自治体が地域相場の生活できる 賃金水準のあり方を焦点とするものである。 ていった。いうなれば、公共工事の従事労働者 水準の労賃を支払うこととしたフランスの公契約 工事の受注者間のダンピング競争による窮乏化を この源流とは別に、アメリカでは、 公契約運動の第一の源流は、一九世紀末、 が制定されていた。 「公契約条約」(一九四九年)につながっ 特に後者は、 アメリカでも、 I L O 九 四 自治体の 大恐慌 公共 条 \bar{o}

> 来例が制定されている。 条例が制定されている。 条例が制定されている。 条例が制定されている。 の市と業務請負契約をしている民間事業者の労働 者に適用することとなった。その後、こうした連 邦最低賃金を上回る金額の時給を定める地方自 が体独自の生活賃金条例制定が全米に広がり、 二○○八年四月時点で、一六○の市郡で生活賃金 条例が制定されている。

二〇一四年には、 ていったことにある。そして、 されるに至った。 道の富川市ではじめて生活賃金条例が制定さればの『チャッシ したことを契機として、 いたクォン・スンウォン カのコーネル大学に留学し、 ウェイジ運動を源流とする。 二○○五年一○月に韓国労働研究院の雑誌で紹介 ソウル市の生活賃金条例 広域自治体である京畿道で制定 学会、 (淑明女子大学教授)が は、 労使関係を研究して きっかけは、 二〇一三年に京畿 労働団体に広まっ 後者 0 リビング アメリ

どめている例が多い 月段階で、 換事業を実施しないで、 の制定の動きは韓国全土に広がり、 定したが、これが実質的な先鞭となって、 ソウル市では、二〇一五年に生活賃金条例 五〇〇~一〇〇〇ウォ 全二四四自治体中九五自治体が制 制定自治体のうち、 生活賃金条例だけを制 ンの賃金引き上 多くは正規職 二〇一七年八 一げにと 同 条例 を制

最大の を目標としているが 革 抵 「触問題が惹起している を ゥ 経 通 ĺ Ũ 済主体として公正な労働を実現すること 市 は 業 **飛委託** 生活賃 ここで国 金条例 先の労働 0 法の地方契約法 者 適 用 に拡大し、 範 囲 を、 地 入札 域

され 利益 当 接 すことから、 じ 三該追 -活賃金条例 雇 地 適 一を不当に制限してはならないと規定しており 用 ているの 方契約法六条 用対象とする事態に追い込まれた |加負担分に係る委託費を確保することを 労働者の使用 の適用 同 である。 .法に抵触するおそれがあると指 一項は、 (者が生活賃金を支払えるよう (が契約相手方に不利益を及ぼ このためソウル市では、 契約相手方の契約 上 間

ている。 文在寅政権の ウル市は 单 央政 (府に地方契約法の改正を求 上記の課題を解決するため

3 す 労働政策主体として、 るソウル市 市 民 いの権 益 を保 護

労働者としての る役割を自らに課したことにあ 方自治体として、 7働尊重 垂特別· シソウ 市 ル市 はじめて労働政 ソウル」の 民の 権 政策 利 理 利 策を策定 念の特徴 益を保護 は

Ŧī. 権利 定 年ごとに た。 保 市 護 また、 四年三月には、 長の 及び増進のための条例」 1労働政 責 労働 務として労働 策基 | 尊重: 本計画 特別 「ソウル市特別 市 を策定することを規 者権利保護を定め、 リソウ を施 ĺ は 行 区 勤労者 . 勤 ここ 労者

従

行

労働尊重特別市ソウルの役割 <図2> 勤労者権益保護· 模範的使用者役割定立

政策ビ " 労働尊重特別市ソウル " ジョン 2大政 勤労者権益保護 模範的使用者役割定立 策目標 (34課題) (27課題) ① 脆弱勤労者 ② 労働基本権 ③ 雇用の質 ④ 井牛と協力の 4大政 権益保護 保障基盤構築 改善 労使関係構築 策課題 (20課題) (14課題) (16課題) (11課題) ① 女性(4) 14 労使関係(5) ⑦ 実態調査(3) ② 青(少)年(2) 16政策 15 地域社会協力(4) (モニタリング) 11 雇用構造(1) 分野 ③ 高齢者(2) 16 行政基盤(2) ⑧ 教育(5) 12 所得(4) (61 ④ 障がい者(1) 単位 13 労働環境(11) ⑨ 相談(3) ⑤ 外国人(2) 課題) 10 広報(3) ⑥ 中小雲細事業場 勤労者(9)

また、

二〇一五年一一月には、

失業率が

高

青

(1)勤 労者 権 益保護 政 策

用 模 権

者モ

しデル

を確立

0

役割を果たすと宣

言した。

であ

いった

(予算総額九○億ウォン)。

範

使用者役割定立

 $\widehat{\parallel}$

職 を守る中 蒷

0

雇い主として雇

益

本部 菂

1

働

き手

Ò

権

袔

核的役割)

مإ

して、 例えば、 第 ている。 この権利 0) 感情労働に従事する働き手を守る対策と 分野 一六年一 保護などに関する条例 である勤労者権益 - 月、 「ソウ ル 保護に関 特別 を制 市 感情 しては 定 労働 施

司 条例では、 感 情 三労働 を、 顧 客応対 など業 務

> 労働 感 過 る感 講じることとした 告発若 付 上 遂 情 줼 定な感情労働 与され 首 行 組 5労働 過程 『者に対する治療および相談支援を施 [身を保護できる作業中止権など適切な権 従事者は暴言 「情とは異なる特定感情を表現するように業務 織上要求される勤労形態 しくは損 で自身 に対する禁止行為が発生した場合、 (九条)、 害賠償訴訟など必要な法的 の要求を規制するとともに、 0) 、感情労働従事者を使用する 感情を節制 (一六条)。 ・セクハラなど不当な行 して自 と定義し 身 が実際感 $\widehat{}$ 措 動 感情 置 刑 限 は 事

万ウ 月以上 n 支援事業として、 いうち、 -以上居住 -層の た青年三〇〇 公表された青年手当制度の概要は、 オ シの 一の低所 就労活動の支援のため、 勤 活動費を現金で、 務 (住民登録基準) 詩間 得 \bigcirc 層の青年に、 青年手当の給付を発表した。 人を対象に給付するというも 三〇時間未満 選定委員会で選定さ 最長六か月間 した満一 ソウ か未就業期 ル市青年 九~二九歳 ソウルに 月 間 子か Ŧi. 活 動

所 象者三〇〇〇人を選定し、 行つつ 六年八月三日 対 に は れに対 提 0) し保健福 た。 青年 ジソウ 訴するとい 手当 ĺ それにもかかわらずソ 監祉部は、 市 朴槿恵政権の は の執行停止・ う事態に発展した。 青年活動支援費 処 職権 分取 版り消 支給を開 消と仮処分を求 是正命令をソウ 中 央政 ゥ し措置を講 (青年手当) 始した。 ル 府 市は、 0) 保健 め 裁 ル 福 対 市 祉

<表5> 中央政府(雇用労働部)と地方政府(ソウル市、 京絲道) の青年支援事業

	事業および予算	対象	選定基準	支援金	使用可能
雇用労	青年明日検索バ	34 才以下青	雇用労働部就業訓	3段階手当て	面接費用、求職活動
働部	ッケージ(前就成	年期初め生	練プログラム参加	追加月 20 万	ための宿泊費、交通
('16.9)	/s)	活受給者二	者限定	ウォン(実費)	費、スーツレンタル
	* 青年希望財団	段上位階層	(求職意志者)	(最大 3 ヶ月	および写真撮影など
	基金活用(1,438	就業脆弱階		60 万ウォン)	
	(飲)	AND .			
ソウル	青年保障制	19~29 才青	就業者のうち短時	月 50 万ウォ	求職活動各種学塾・
rtr	青年活動支援事	年	[制策)	ン(現金)	資格証・スタディ費
('16.8)	檠	ソウル 1 年	労(30時間未満)	(最大6ヶ月、	用、自分進路摸索お
	* ソウル市予算	居住者	未就業期間(6 ヶ月)	300 万ウォ	よび力量強化費用な
			低所得層	ン)	Ł
				→ '17年5	
				千人(150 億)	
京畿道	青年求職支援金	19~29 才青	低所得屬水職者長	月 50 万ウォ	求職活動関連費用使
(17.6)	* 京畿道予算	年	期未就業者など	ン(カード)	H
				年間 150 億	
仁川市	青年就業支援金	19~34 才肯	雇用労働部就業プ	月 20 万ウォ	面接費用、求職活動
('17)	* 仁川市予算	维	ログラム 3 段階参	ン(現金)	ための宿泊費、交通
(17)			加者	年間 30 億	費、スーツレンタル
					および写真撮
					彫など

●だ:11周用労働部の青年求職手当追加(3 段階)支援対象者皆に60 万ウォンを与えられないと見られる。 2 万 4,000 人に最大 60 万ウォンを与えるには1 年 144 億ウォンが必要だが、雇用労働部は今年必要経費 で半分水間である74 億ウォン程度で発表したが、この金額は1 人に平均 30 万ウォン程度[支給するの が]可能な金額である。

利章典」

を設定した。

ソウル 九月、

内の

流

策として、

二〇一三年

「アルバ 市

利 障害者・

保護推進のため、

たとえば、

女性労働者のような

脆

弱

取 協

ŋ

、組みを進めている。

の京機道「青年求職支援金」適用対象は青年(満 19 オー34 才)の低所得層と長期未就業者。適用対象と支 払期間数・金額などは未定であるが概してソウル市と似た内容で検討されていると知られている。 出典) 前移表 4 の5 頁 页 巻、

が締結されている。

同協約書では、

護及び労働環境

の改善のため

の共同

-央会の会長との間で、

年たちが快適で安全な労働環境

0

大切

この権 な価値

利

″

、ウルアルバイト青年権利章典気

善

度を修 選 -四月には、 を挙で、 かしながら、 芷 文在寅氏の選出 (進 保健 路 模索 福祉部とソウル :槿恵弾劾後に行 ・力量強 が確実視された二〇 化プロ 市が青年手当制 グラムへの参 わ れた大統 _ 七 領

(2)模 節 的 使用者役割定立

どだけに支出)して実施することに合意し、

日年六月に改めて実施方針が示された。

加費や資格講座の受講費

試験登録

費や面

回接費、

身

加を義務づ

í

/ 求職活動と

関連した職業体験

0

参 な

ゥ ĺV 市 は 非 正規 職 低 賃金労働 高齢者

は

人選 とが企業のインセンティブになっている。 対 でするモニタリ 出 六年には労働権利オンブズマンを一 ファストフードやカフェチェ ングも実施してい . る ーンなど 0

労働者に優しい施策を展開するソウル市と組

むこ

ルアル ルバイト ·青年権利章典

ソウ

基本権が実現し、 る。 0 書 楽しく学びのある労働でなければならない。 憲法 (を刺激し、 我が青年にとってアルバイトは、 労働を通じて対価を得る意味の 2年たちにとってアルバイト の誰にとっても職場における労働の真正な意味 が保障する人間 真理を内包する意味のある労働とし 私たち社会の未来における暮らし の尊厳と価値 は 社 ある労働であ 社会で初り 好奇心や深い そして労働 のめて自 また、

て

な価値に気づき自我を成就することができるよう、 力のもと、雇用契約書の裏側に印刷するなどの ために相互協力する」と謳われている。 年たちの正当な権利保護及び労働環境の改 「アルバイト青年 さらに朴市長と韓国 ブラックバ 中で労働の大切 「アル を誠実に遵守 3労働 .協力協約書」 イト青 通 (産業等 者 バ Ó ハイト青 権利保 イト また、 外食 0 0 権 対 権 典 快 差別されることなく正当な賃金及び待遇を受けて、 私たちは、 使用者若しくは顧客から不快な言行を受けて、 強要される等否定的な経験を多くしている。 労働条件にも充たない低い賃金と休息のない仕 を宣言する き自我を成就することができるよう、 適 から人間らし :待遇されず、 価 しかし、 !で安全な労働環境 値を探る希望の過程を内包しなければならない。 この社会で青年たちが普遍的な人権 今日のアルバイト青年 使用者から不当な待遇を受け、 い暮らしを享受できるよう、 の中 -で労働 0 は

そこで

0

観

職

場で

一〇一三年 九月 日

おわりに

部に過ぎない 記で紹介 したソウ ル 市 0) 労 働 政 策 は 実 は

労働 などが挙げら と労働安全衛生 る労働権益センター 参加として労働者理 公社、 このほ 相談を受け いかに、 公団、 れ ① 従業 ! 出 0) その解決に向けた活 取 捐 ŋ Ó 事制度を導 機関につ 創設、 組 員 み 0 4)残 ③労働安全人権 13 \bigcirc 入以 入 て 業なき時 ②市民 労働者の 上 動拠 0) ゾ に点とな から ŕ 短 政 宣 経 ル 策 0) 営 市

もとであっ ことが実施可能であることを示している。 ゥ ĺ 市 たとしても、 Ö 取 n 組 み は、 地 方自 労 働 「治体も! 行政 が 相当 玉 0) そし 程 権 度 限 0) 0

職場で人格的

又は

法

事

の一〜三分の一程度である。 発生させ、 の地方自治体は、 の非正規化・低賃金構造も、 の一は非正規公務員で、賃金水準も正規職の四 の半分ほどだ。地方自治体に勤務する職員の三分 正規率は四〇%に迫っている。 一つて、 効果は、 公共サービスは貧困を構造化して提供 日本はどうだろう。 「実践にて実証済み」なのである。 内と外に官製ワーキングプアを 広く存在する。 業務委託先の労働者 賃金水準は正規職 日本の労働者の非 日本 分

2

な非正規労働者保護の法律が適用されていること 規公務員にも、 非正規労働者の正規化に取り組むとしている。 政策を、自らの施策と考える地方自治体は少ない。 る。 である。 文在寅政権でも採用され、公共部門が率先垂範し たものの、 〇〇九年。 このような状況の放置は社会の亀裂を一 韓国と日本の公務員法制の大きな違いは、 ソウル市の事業は、 千葉県野田市が公契約条例を制定したのが一 そして政権の意思で、 社会の亀裂を治癒するための雇用・労働 今日、 労働契約法やパート労働法のよう 制定自治体は一五市区に拡大し このほど大統領に就任した 正規化事業に取り 層 非正 深め

韓国に学ばなければならないのではないだろうか。韓国以上に非正規化が進んでいる日本社会は、

組んでいるのか否かということである。

注

の公共部門における非正規勤労者(期間制勤労者)の無期転換事業の経緯については、徐侖希「韓国(1) 韓国中央政府の公共部門における非正規労働者

頁以下を参照。報』(一八五四)二○一五年一二月下旬号、二八報』(一八五四)二○一五年一二月下旬号、二八の無期契約勤労者への転換と課題」『労働法律旬

高まるはずである。 このように捉えると、 れているのはこのためである。 請企業の従業員が間接雇用の非正規として把握さ 正規」なのである。廬武鉉政権以降の調査で、下 なわち同じ事業場で働く委託業者の従業員も「非 学出版会、二〇一六年、二二六一二二七頁。)す 場合が多い」(有田伸 負業者に雇われた社内下請従業員との違いである の違いも。結局は、直接雇用された従業員と、請 企業で働いている「正規雇用」と「非正規雇用」 企業との違いに相応する部分が大きく、また同じ して) 守られる大企業と十分には守られない零細 る正規雇用と非正規雇用の違いは、労働基準が(概 や零細企業の従業員等も含まれる。「韓国におけ 個人請負社員等の間接雇用に限らず、 とは、日本の有期雇用・短時間雇用・派遣社員や 韓国社会における正社員と区別される非正規 ―非正規雇用・社会階層の日韓比較』東京大 日本の非正規割合はさらに 『就業機会と報酬格差の社 「非正規」 社内下請工 対象を

されているのである。

- (3) ソウル特別市訓令九九九号「公務職管理規程」=就業規則。なお、「公務職」は韓国内の自治体に広がり、今では二四四自治体のうち一三三の自治体が「公務職」を使うようになっている。また、文在寅政権下で立法化される見込み(韓国公共運輸労組ソウル地域公務職支部イ・ウゴン委員長とアリング記録、二〇一七年六月八日)。
- 頁以下。 労働者の権利』(二九○)二○一一年七月、八四(4) 古川景一「公契約規整の到達点と課題」『季刊・
- (5) 佐々木健吉「日本の公契約条例(法)制定運動

(一一) 二○○九年七月、八七頁以下。 手がかりとして-」『龍谷大学大学院法学研究』の検討-アメリカのリヴィング・ウェイジ運動を

谷法学」四九(一)二〇一六年八月、一七三頁以下。資料(四)-ソウル特別市生活賃金条例-」『龍(6) 妹尾知則「韓国における雇用安全網関連の法令・

【参考文献】 本文注のほか、下記を参照。

- 二〇一五年五月、労働政策研究・研修機構労使の対応(JILPT資料シリーズ No.155)』呉学殊ほか『韓国における労働政策の展開と政
- 一二月下旬号、二〇頁以下 規化事業」『労働法律旬報』(一八五四)二〇一五年 上林陽治「ソウル市における非正規労働者の正
- 号、一三頁以下『労働法律旬報』(一八五四)二〇一五年一二月下旬。 竹信三恵子「雇用のブラック化に挑むソウル市」
- 二〇一五年一二月下旬号、六頁以下非正規労働者政策」『労働法律旬報』(一八五四)・ 白石孝「パク・ウォンスンソウル市政に見る
- 条例-」『龍谷法学』四九(四)、二〇一七年三月資料(五)-ソウル特別市労働政策・非正規職関連脇田滋「韓国における雇用安全網関連の法令・

<かんばやし ようじ・公益財団法人地方自治総合研究所研究員>